

【資料3 - 1】

介護分野における特定技能・育成就労協議会決定第2号
令和8年●月●日

介護分野における特定技能・育成就労協議会入会規程（案）

（趣旨）

第1条 本規程は、介護分野における特定技能・育成就労協議会設置要綱第10条の規定に基づき、介護分野における特定技能・育成就労協議会（以下「協議会」という。）への入会その他必要な事項を定めるものとする。

（入会基準）

第2条 協議会の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、設置要綱を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

（入会手続）

第3条 介護分野における特定技能所属機関又は育成就労実施者（以下「特定技能所属機関等」という。）になろうとする者は、必要な情報及び書類を協議会事務局（以下「事務局」という。）へ提出し、厚生労働省社会・援護局長の承諾を得なければならない。

（資格確認及び証明書の交付）

第4条 事務局は、前条で提出された情報及び書類に基づき、協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認し、協議会の構成員として認めるときは、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることを証明するため、特定技能・育成就労協議会入会証明書（以下「証明書」という。）を交付する。

2 事務局は、公表の同意を得た構成員の名簿を厚生労働省ホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表するものとする。

3 構成員は、証明書に記載されている構成員遵守事項（以下「構成員遵守事項」という。）を守らなければならない。

4 事務局の確認が完了した事業所の情報は、証明書に記載される。構成員は、証明書に記載されていない事業所において特定技能外国人等を受け入れることはできない（ただし、証明書に記載されている事業所であっても、告示の基準に適合していない事業所において特定技能外国人等を受け入れることはできない。）。

（証明書の有効期間）

第5条 証明書には有効期間を設け、有効期間を過ぎた証明書は無効とする。

2 前項の有効期間は、初回交付の場合は1年間、2回目以降の更新の場合は4年間とす

る。ただし、第 8 条の規定に基づく特定技能外国人等の登録を一度も行っていない構成員については、更新の場合であっても有効期間を 1 年間とする。

- 3 既に特定技能所属機関として協議会の構成員となった者が、新たに育成就労実施者になろうとして協議会への加入を申し込む場合又は既に育成就労実施者として協議会の構成員となった者が、新たに特定技能所属機関として協議会への加入を申し込む場合に交付する証明書については、前項の規定にかかわらず、その有効期間は 1 年間とする。

（訪問系サービスに特定技能外国人等を従事させる場合の資格確認等）

第 6 条 介護分野における特定技能所属機関等になろうとする者又は構成員が、訪問系サービス（別紙に規定するサービスをいう。以下同じ。）に特定技能外国人等を従事せようとする場合には、訪問系サービスに従事させるにあたって遵守すべき事項等（以下「訪問系遵守事項等」という。）に係る書類を事務局に提出し、当該特定技能外国人等に係る適合確認書（以下「確認書」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 前項の提出は、介護分野における特定技能所属機関等になろうとする者が行う場合には、第 3 条第 1 項の提出と同時に行うこととし、構成員が新たに訪問系サービスに従事する特定技能外国人等を受け入れるために行う場合には、当該特定技能外国人等の受入れ前に行うこととする。

- 3 事務局は、第 1 項の規定により提出された書類をもとに、同項の提出を行った介護分野における特定技能所属機関等になろうとする者又は構成員が訪問系遵守事項等の要件を満たすことを確認し、当該要件を満たすものと判断した場合には、当該提出を行った者に対し、対象となる特定技能外国人等に係る確認書を交付する。なお、確認書については、有効期限を設けない。

- 4 構成員（訪問系サービスに特定技能外国人等を従事させる特定技能所属機関等に限る。）は、構成員遵守事項に加え、訪問系遵守事項等を遵守しなければならない。

（定期報告）

第 7 条 構成員（訪問系サービスに特定技能外国人等を従事させる事業所に限る。）は、前条第 1 項の提出のほか、「外国人介護人材の訪問系サービスに係るキャリアアップ計画の取扱いについて」（令和 7 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に基づき特定技能外国人等ごとに作成したキャリアアップ計画を、前回のキャリアアップ計画の評価期間の終期から 4 か月以内に事務局に提出することとする。

（特定技能外国人等登録手続）

第 8 条 構成員は、特定技能外国人等を受け入れた日から 4 か月以内に、必要な情報及び書類を事務局に提出し、当該外国人に係る情報の登録を行わなければならない。

(変更手続)

第 9 条 第 3 条及び第 8 条において提出した内容に変更が生じた場合、構成員は速やかに変更が生じた情報及び書類を事務局に提出しなければならない。

(更新手続)

第 10 条 構成員は、第 5 条第 2 項に定める証明書の有効期間更新のための手続を、有効期限前 4 か月より行うことができる。

(退会手続等)

第 11 条 構成員は、介護分野における特定技能所属機関等でなくなった場合は、協議会の退会を事務局に届け出なければならない。

2 構成員が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、事務局は当該構成員に対し必要な指導を行うものとする。

- 一 第 9 条の変更手続を行わないとき
- 二 事務局からの連絡に応じないとき
- 三 関係法令・関係規程・構成員遵守事項・訪問系遵守事項等を遵守しないとき
- 四 事業内容の変更等により、介護分野に該当する事業を行わなくなったとき
- 五 「特定技能外国人及び育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」(以下、「行動規範」という。)に定める協議会において協議が調った事項に関する措置を講じなかったとき
- 六 行動規範に定める協議会に対する必要な協力を怠ったとき
- 七 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

3 構成員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事務局は当該構成員を退会させることができる。

- 一 前項の指導を受けたにもかかわらず改善が認められないとき
- 二 不正の手段により構成員になったとき

4 前項の規定により協議会を退会することとなった構成員は、退会となった日から起算して 5 年間、協議会への加入は認められない。

5 第 1 項の規定は、特定技能所属機関等において特定技能外国人等が不在となっても、一定期間内に再び特定技能外国人等を受け入れることが予定されている場合等については、この限りではない。

(退会した構成員の公表)

第 12 条 事務局は、構成員が関係法令、関係規程、構成員遵守事項又は訪問系遵守事項等を遵守しておらず、再三の指導等によっても改善が見られない場合には、前条第 3 項第

1号の退会手続を行った後、ホームページ等で公表するものとする。

（資格要件を欠く疑いがある構成員の情報提供等）

第13条 事務局は、「介護分野の特定技能外国人及び育成就労外国人の適正な受入れを行うために講じる措置等」に基づき、出入国在留管理庁、厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室又は外国人育成就労機構（以下「出入国在留管理庁等」という。）から厚生労働省社会・援護局に提供された情報を構成員資格確認等に活用するとともに、事務局が把握した不適正な受入れを行う又はその疑いがある構成員や第11条第2項により退会手続を行った構成員についての情報を、厚生労働省社会・援護局及び出入国在留管理庁等に情報提供する。

附 則

（施行期日）

第1条 本規程は、令和8年8月28日から施行する。

（経過措置）

第2条 令和9年5月31日までの間に、第3条の規定に基づき特定技能所属機関として入会の承諾を受けた者又は第10条の規定に基づき特定技能所属機関として更新手続を行った者に対しては、第4条第1項の規定にかかわらず、「介護分野における特定技能協議会入会証明書」を交付するものとする。

2 前項の証明書の有効期間については、初回交付の場合は1年間、2回目以降の更新の場合は4年間とする。

3 令和9年5月31日までの間に、第3条の規定に基づき育成就労実施者として入会の承諾を受けた者に対しては、第4条第1項の規定にかかわらず、「介護分野における特定技能・育成就労協議会（育成就労実施者）入会証明書」を交付するものとする。

4 前項の証明書の有効期間については、第5条第2項の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。